

農業競争力強化支援法施行後2年目の検討を踏まえた
支援対象業種の追加等について(案)

農 林 水 産 省
生 産 局

○ 農業競争力強化支援法の施行後2年目の検討を踏まえ、支援対象業種として以下の3事業を加えることについて、税制など各種支援措置に係る折衝を進めるとともに各業種の所管省庁等との間で省令改正等に係る調整を行うこととしています。

- ① 農業資材の卸売及び小売事業(事業再編促進対象事業)
- ② 農業機械の利用促進に関する事業(事業参入促進対象事業)
- ③ 農業用ソフトウェアの供給に関する事業(事業参入促進対象事業)

【今後の予定】

令和元年9月～12月 各種支援措置に係る財務当局等との折衝

令和2年2月頃まで 関係省庁と施行規則(省令)・実施指針(告示)の内容について調整

令和2年3月 施行規則(省令)の官報掲載

令和2年4月1日 施行規則(省令)の制定・施行、実施指針(告示)の官報掲載

以上